

【別紙】

事 務 連 絡  
令和5年3月28日

厚生労働省年金局事業管理課  
子ども・子育て拠出金御担当者 様

内閣府子ども・子育て本部  
児童手当管理室財政第二係

子ども・子育て支援法第69条に基づき一般事業主から徴収する  
拠出金に係る拠出金率について

子ども・子育て拠出金の徴収につきましては、日頃より種々ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年4月以降の子ども・子育て拠出金率については、令和4年度と同じ3.6/1,000に据え置くこととしておりますので、情報提供いたします。

お手数おかけしますが、各年金事務所等への周知方よろしくお願い申し上げます。

(照会先)

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室  
財政第二係 佐坂、伊藤

電 話：03-5253-2111 (内線 38372, 38488)

F A X：03-3501-6501

E-mail：jidouteate@cao.go.jp